

理 由 書

令和5年3月30日設定

1 「保有個人情報の開示請求に対する処分」(第82条第1項及び第2項)

- ・標準処理期間を設定しない理由
処分の期限が「法令の定め」に尽くされているため。

2 「保有個人情報の訂正請求に対する処分」(第93条第1項及び第2項)

- ・標準処理期間を設定しない理由
処分の期限が「法令の定め」に尽くされているため。

3 「保有個人情報の利用停止請求に対する処分」(第101条第1項及び第2項)

- ・標準処理期間を設定しない理由
処分の期限が「法令の定め」に尽くされているため。